

新たな墨田区立学校の 適正配置等について

(答 申)

平成18年2月

墨田区立学校適正配置等審議会

目次

1	はじめに	1
2	墨田区立学校の現状と問題点	2
	(1) 区立学校の沿革	2
	(2) 児童・生徒数の推移と今後の予測	2
	(3) 区立小・中学校の現況	4
	(4) 小規模化による学校教育への影響	6
	(5) 進学先が複数に分かれている小学校	8
	(6) 通学先が複数に分かれている町会・自治会	9
3	新たな適正配置に関する基本的視点	10
	(1) 新たな適正配置を進める基本的な理由	10
	(2) 基本的な視点	10
4	新たな適正配置の基本的考え方	12
	(1) 新たな適正配置の前提となる事項	12
	(2) 区立学校の小規模化の解消	13
	(3) 大規模校（18学級超学校）への対応	13
	(4) 通学区域について	13
5	新たな適正配置の具体的方策	15
	(1) 適正な学校数の検討	15
	(2) 通学区域の適正化（ブロック化）の検討	17
	(3) 著しく小規模化が進行している区立学校への対応	19
6	答申の実現に向けて	20
	(1) 将来の課題	20
	(2) 新たな適正配置の進め方	20
7	その他関連	22
	(1) 学校選択制について	22
	(2) その他	22
8	おわりに	23

附属資料

資料 1	諮問文	25
資料 2	墨田区立学校適正配置等審議会設置要綱	27
資料 3	墨田区立学校適正配置等審議会委員名簿	29
資料 4	墨田区立学校適正配置等審議会開催経過	30
資料 5	児童・生徒数一覧	31
資料 6	児童・生徒数の推移	32
資料 7	新たな学校づくり調査検討報告書【概要版】	33

1 はじめに

墨田区立学校適正配置等審議会（以下、「審議会」という。）は、平成16年8月31日に墨田区教育委員会から次の2点について諮問を受けた。

- (1) 新たな墨田区立学校適正配置等の基本的考え方
- (2) 新たな墨田区立学校適正配置等の具体的方策

審議会では、区立学校の適正な配置に関する審議を中心に据えながら、子どもたちが生きる力を身につけるために、一人一人の個性の尊重を基本として、確かな学力・体力などを培う教育を進めることで、豊かな人間性をもった子どもたちが健やかに育つしくみをつくり、さらには社会、文化の担い手を育成することのできる学校教育の充実のためには適正配置をどうとらえ、どのように具体的な方策を考えるべきか、望ましい教育環境について多角的に検討を加えてきたところである。

審議の過程では、新たな適正配置を墨田区全体の問題として受け止め、すべての区立学校において充実した教育が受けられるように教育環境を整備することで、将来にわたり墨田の教育改革を進める上で基礎となる枠組みとなることなどの点に留意しながら様々な審議を進めてきた。

審議会では、平成17年11月に「中間答申」を策定し、これまでの審議経過や中間答申の内容について広く区民に周知を行い、多くの区民から意見をいただくように努めた。また、小・中学校PTA連合会をはじめとする区内関係団体と教育委員会事務局との意見交換会を開催するなど意見の収集に努めた。その結果、「中間答申」に対し、貴重なご意見を区民の方々から多数いただいた。ここに敬意と感謝の念を表しておきたい。

こうした経緯を経て、その後も答申に向け鋭意検討を行い、計14回の審議を重ねた結果、新たな墨田区立学校の適正配置について、その基本的考え方及び具体的方策について結論を得たので、ここに答申する。

2 墨田区立学校の現状と問題点

(1) 区立学校の沿革

昭和22年4月1日、新しい学制の発足により、本区では23の小学校に加え、12の新制中学校が設置された。その後、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて、大規模な集合住宅の建設などにより、一部の地域において児童・生徒数が増加し、この対策として区立学校の新設が行われ、昭和59年までに小学校は32校、中学校は13校を数えるに至った。

児童・生徒の急増期まで、教育施策の重点策は、戦災校舎の復旧、校舎の新設、教育設備の整備などであった。その後、教育環境の整備、教育内容の充実へと移行してきたが、少子化が進み1校あたりの児童・生徒数や学級数が少なくなり、集団教育の場としての学校教育の機能が十分に果たせない状況が大きな問題となった。

教育委員会では、このような区立学校の小規模化と、これに伴う学校教育上の諸問題の解消を図るため、平成9年11月に「墨田区立学校適正配置実施計画」を策定し、この実施計画に基づき、平成11年4月には小学校3校（第二吾嬬小・西吾嬬小・文花小）、中学校2校（吾嬬第三中・曳舟中）を統合し、押上小学校と文花中学校を統合新校として開校した。次いで、平成13年5月、「墨田区立学校適正配置第2順位グループ統合実施計画」を策定し、平成15年4月には小学校3校（第五吾嬬小・更正小・木下川小）を統合し、八広小学校を統合新校として開校した。さらに、平成15年12月、「墨田区立学校適正配置第3順位グループ統合実施計画」を策定し、平成17年4月には小学校2校（隅田小・隅田第二小）を統合し、新生隅田小学校を統合新校として開校した。平成17年4月現在の区立学校数は、小学校27校、中学校12校となっている。

(2) 児童・生徒数の推移と今後の予測

墨田区では、少子・高齢化とファミリー世帯層の減少などの影響により年少人口の低下が顕著である。一人の女性が一生に産む子どもの数を表す合計特殊出生率も、平成16年の時点で全国平均1.29を大きく下回り1.08となっている。このため、区立小・中学校の児童・生徒数は、児童数が昭和33年度の36,819人、生徒数が昭和37年度の16,261人を最高に、その後は減少傾向が続き、平成17年度には児童数9,018人、生徒数3,601人と、それぞれピーク時の4分の1以下にまで減少するに至っている。このことにより、区立学校は急激に小規模化しており、児童・生徒の学習、生活指導、学校運営など、指導や組織面全般にわたって問題が生じてきている。

ただし、東京都教育庁が実施する「平成17年度 教育人口等推計」では、平成18年度から平成22年度にかけては、公立小学校児童数、公立中学校生徒数は減少傾向に歯

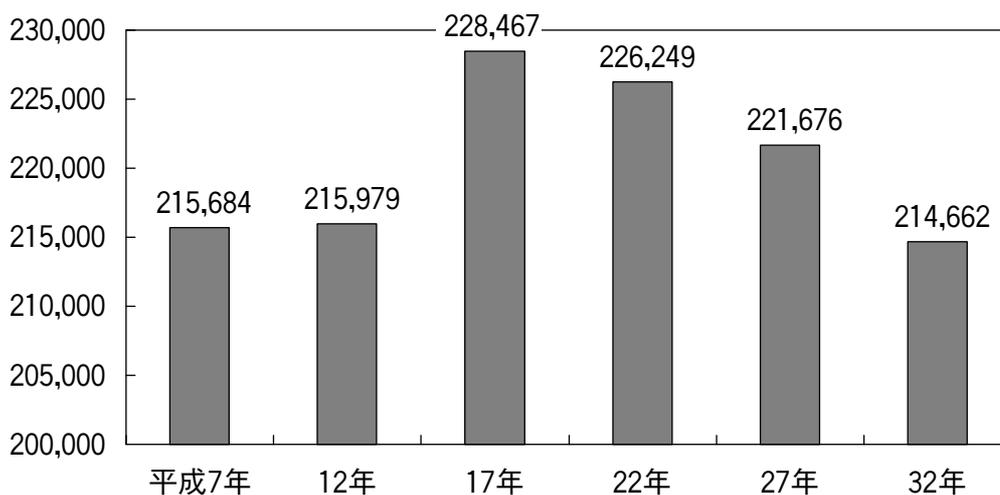
止めがかかり、増加に転じるであろうと予測している。その間、本区に関しても、公立小学校児童数は、平成17年度と比較した場合918人増加し、平成22年度には9,936人に達し、公立中学校生徒数では、平成17年度と比較した場合345人増加し、平成22年度には3,946人に達するであろうと予測されている。

一方、東京都統計部の「東京都区市町村別人口の予測」（平成14年3月）によると、墨田区の人口は、平成17年頃228,467人でピークに達すると予測している。その後減少に転じ、平成32年には214,662人となり、平成12年の人口215,979人に比べ1,317人（0.6%）減少すると予測している。

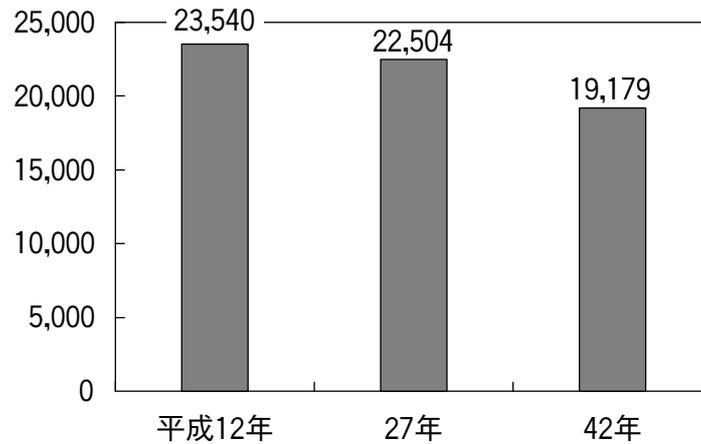
さらに、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の市区町村別将来推計人口」（平成15年12月推計）では、墨田区の年少人口（0～14歳）予測は、平成12年が23,540人に対して、平成27年に22,504人、平成42年に19,179人となり、この間に約4,400人の減少になるであろうと予測している。

こうした児童・生徒数の変化は、全都的にも本区においても、あらゆる地域に一律に現れるものではなく、地域によって片寄りが生じており、こうした状況を視野に入れて、中・長期の展望に立って、全区的に教育環境をどう整えていくかが重要な課題となっている。

・東京都統計部「東京都区市町村別人口の予測」（平成14年3月）による
墨田区の将来人口予測



・国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」
(平成15年12月推計)による墨田区の年少人口予測



(3) 区立小・中学校の現況

① 小中学校の学校規模

平成17年度の1校あたりの学級数(心身障害学級を除く)は、小学校の場合27校のうち、12～18学級が16校、7～11学級が5校、6学級以下が6校である。一方、中学校の場合12校のうち、12～18学級が3校、7～11学級が7校、6学級以下が2校となっている。

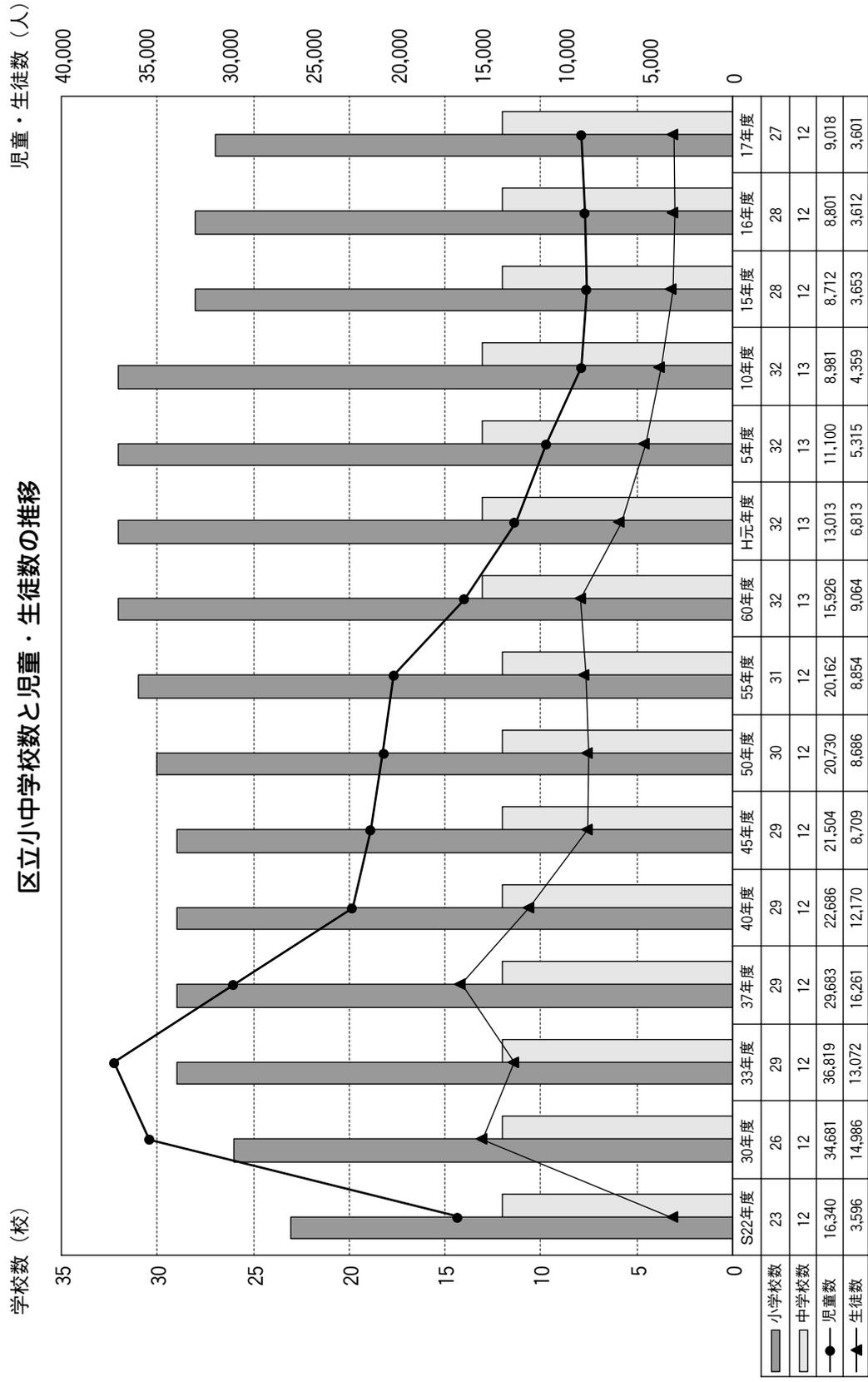
② 児童・生徒数及び学級数の学校間格差

平成17年度の児童・生徒数の学校間格差は、小学校の場合、最小の学校は児童数92人、最大の学校は児童数604人で約6.6倍の開きが生じている。一方、中学校の場合、最小の学校は生徒数78人、最大の学校は生徒数573人で約7.3倍の開きが生じている。

また、平成17年度の学級数の学校間格差は、小学校の場合、最小の学校は5学級、最大の学校は18学級で3.6倍の開きが生じている。一方、中学校の場合、最小の学校は3学級、最大の学校は16学級で約5.3倍の開きが生じている。

*資料5 児童・生徒数一覧 P.31参照

区立小中学校数と児童・生徒数の推移



※ 心障学級及び夜間学級を除く

(4) 小規模化による学校教育への影響

小規模校の場合、学習指導面において児童・生徒一人一人に教員の目が行き届きやすく、個性と能力に応じたきめ細かな学習指導がしやすいなどの利点がある。

しかし、一方弊害として、学級における対人関係や役割が固定化したり、多様な友人との間で異なる意見や発想を交流させる機会が少ないことや、集団活動を通じて互いに協力したり、競い合うことで、自らの個性・能力を伸長し、人格を形成するという経験も少なくなることがある。

また、教員配置数が少なくなることで教育指導や学校運営上の影響も懸念される。教職員定数配当基準に基づくと、中学校で学級数が少ない場合、主要5教科で正規教諭が1名の教科が出現し、1人で全学年の多様な授業を担当することになるばかりか、実技教科では教員配置ができない場合も生じてくる。

・教職員定数配当基準表に基づく配置例（小学校）

学級数	全科	音楽	図工	家庭	計
5	5	1			6
6	6	1	1		8
7	7	1	1		9
8	8	1	1		10
9	9	1	1		11
10	10	1	1		12
11	11	1	1		13
12	12	1	1		14
13	13	1	1		15
14	14	1	1		16
15	15	1	1	1	18
16	16	1	1	1	19
17	17	1	1	1	20
18	18	1	1	1	21

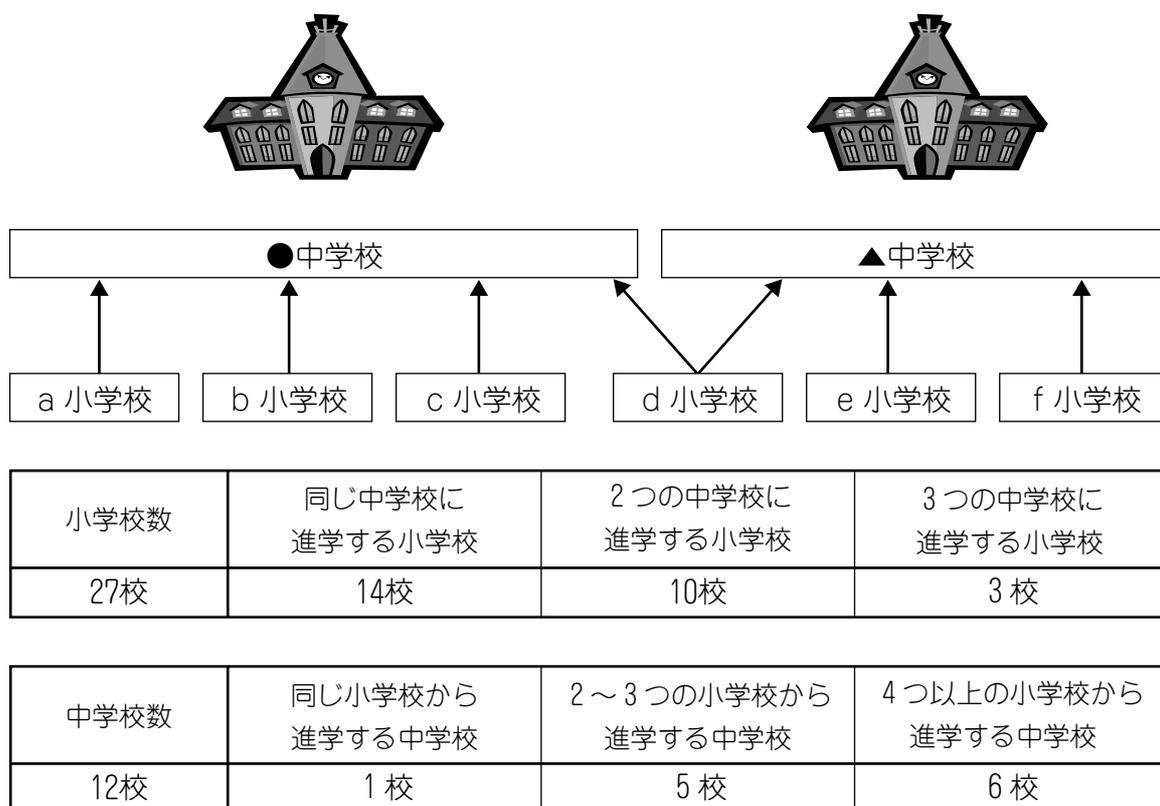
・教職員定数配当基準表に基づく配置例（中学校）

学級数	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	体育	技術	家庭	英語	計
3	1	1	1	1	1		1	1	1	1	9
4	1	1	1	1	1		1	1	1	1	9
5	1	1	1	1	1		1	1	1	1	9
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
7	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	12
8	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	13
9	2	2	1	1	1	1	2	1	1	2	14
10	2	2	2	1	1	1	2	1	1	2	15
11	2	2	2	2	1	1	2	1	1	2	16
12	3	3	2	2	1	1	2	1	1	2	18
13	3	3	2	2	1	1	2	1	1	3	19
14	3	3	3	2	1	1	2	1	1	3	20
15	3	3	3	3	2	1	2	1	1	3	22
16	4	3	3	3	2	1	3	1	1	3	24
17	4	3	3	3	2	2	3	1	1	3	25
18	4	4	3	3	2	2	3	1	1	4	27

*各教科にどのように配置するかは、学校の申請に基づき決定されるので、実際には配置例とは異なる教員配置を行う学校もある。また、「教職員定数配当基準表」に基づき配置される普通学級担任教諭及び専科担当教諭に加え、「指導方法の改善に伴う加配教員」等が配置される。

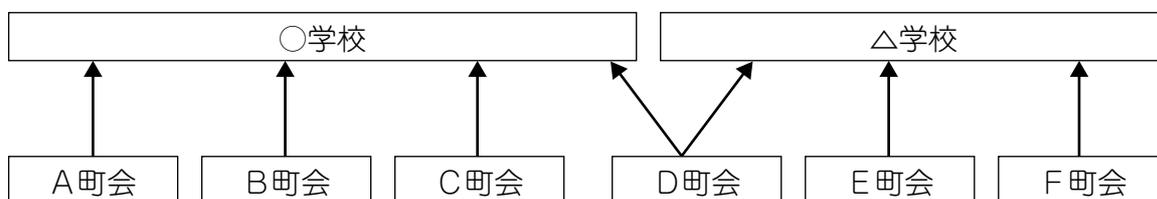
(5) 進学先が複数に分かれている小学校

現状の区立小学校の進学先を見てみると、27校のうち14校が同じ区立中学校の進学先になっているが、13校が複数（2～3校）の区立中学校の進学先になっている。



(6) 通学先が複数に分かれている町会・自治会

現在、墨田区には165の町会・自治会が存在する。(平成17年8月5日現在) 町会区域による通学先を見てみると、165町会・自治会のうち、ひとつの学校の通学区域となっているのは、小学校で79%、131町会・自治会、中学校で88%、145町会・自治会である。一方、通学区域がまたがっている町会・自治会は、小学校で21%、34町会・自治会、中学校で12%、20町会・自治会となっている。



町会・自治会数	同じ小学校に行く町会・自治会	2つの小学校に行く町会・自治会	3つの小学校に行く町会・自治会
165	131	33	1

町会・自治会数	同じ中学校に行く町会・自治会	2つの中学校に行く町会・自治会
165	145	20

3 新たな適正配置に関する基本的視点

(1) 新たな適正配置を進める基本的な理由

墨田区教育委員会では、これまで小規模校の解消を図るため、当該校の統合を行ってきた。しかし、こうした対応にもかかわらず、現在の区立学校の状況は6学級以下の小規模校が増加する一方で学級数が増加する学校が存在するなどの状況が生じている。

また、現在の通学区域は明治から戦前までのものを基盤としており、抜本的な見直しがされないまま今日に至っている。その結果、戦後60年が経過する中で、各学校の通学区域において児童・生徒数のアンバランスが生じており、学級数が増加している学校、逆に減少している学校が存在している。

さらに、1つの小学校の進学先に複数の中学校が指定されている小学校もあり、小学校の友人関係が継続できにくいという課題もある。

本審議会は、こうした課題を解決するために、新たな適正配置を進め、次の時代を担う子どもたちにより良い教育環境を提供することが緊急の課題であると考えている。

(2) 基本的な視点

いうまでもなく、公立学校ではどこの学校に入学しても、基本として同様の教育環境で学習できること、例えば、特色ある学校づくりを推進するにしても、適正な学校規模であることが望ましいと考える。子どもたちの学習にとって最も望ましい集団規模を維持することや学習環境を向上させるため、適正な規模の学校を適正に配置する必要がある。

児童・生徒の学力向上や特色ある学校づくりなどを推進すること、さらに、今後、予想される様々な教育改革に対応していくためには、適正な学校規模を維持することをベースにしながら、区内において均衡のとれた適正な学校配置を行うことが不可欠であると考えている。また、適正な学校規模を維持することが教育指導面、教職員の研究・研修活動、学校運営面などにおいても大変効果があるものと考えている。

今後の本区の学校教育においては、地域に開かれ信頼される学校の実現を目指すことが求められている。そのためには、保護者や地域住民の意見や要望を反映させ、それぞれの地域における連携協力体制の確立と、それを踏まえた小・中学校の連携によって、新しい教育課程の編成・実施、点検評価の方法の開発など、創意工夫を生かした学校教育の充実を進めることが重要になる。

また、小学校と中学校の連携を考えると、学習内容が難しくなるだけでなく、思春期の難しい時期に、卒業や入学などを経て、学習方法や指導方法の異なる環境に入

る際の移行が円滑に行われていくことが必要となる。そのため、小学校と中学校の相互の理解を深め、直面している様々な教育課題に対応するためには、より一層、小学校と中学校の連携を重視した活動が今後ますます有益であると考えます。

以上のことを踏まえ、区立小・中学校の新たな適正配置を長期的かつ計画的に行い、さらに区立学校の配置の均衡を保ち、小中学校間の連携を重視した通学区域とするには、中学校を軸に複数の小学校をブロック化することにより、全区的に再編整備することが極めて有意義な対応であると考えます。新たな適正配置は、できる限り望ましい学校規模を実現し、維持しつつ、各学校間の教育条件、教育水準を良好に保ち、すべての区立学校において充実した教育が受けられるように教育環境を整備することで、将来にわたり墨田の教育改革を進める上で基礎となる枠組みについて検討を行うこととした。

4 新たな適正配置の基本的考え方

(1) 新たな適正配置の前提となる事項

① 適正規模について

学校における「集団による教育の充実」及び「教育指導面と学校運営組織の充実」を図るためには、一定の学校規模が必要であり、各学校の施設規模も勘案し、次の学級数を墨田区立小・中学校の適正規模とした。

小学校・中学校ともに、原則12学級～18学級とする。

小学校の場合、同一学年に複数の学級があり、6年間に2～3回の学級編制替えが可能となる1学年2学級以上をひとつの目安とした。また、中学校の場合、教科担任制に基づく現在の教員配置の実態等と関連して、主要5教科で正規教諭を複数配置することができる学校規模であることや、小規模化に伴う生徒の諸活動への影響を考慮すると、一定規模以上の学級数を維持する必要がある。

② 通学距離について

通学距離の上限は、児童・生徒の通学の負担を考慮して、おおむね小学校1km、中学校1.5kmとした。現在の小・中学校の配置と通学区域の状況は、ほぼこの範囲の中に納まっている。今後、通学区域の線引きを変更する際には、児童・生徒にとって過大な負担とならないことを基本とする。

③ 40人学級を前提とする

40人学級については多くの議論があるが、本審議会での検討にあたっては、現行の学校教育に係わる諸制度を前提とし、学校規模が学級数で表されていること、教員の配当が学級数によっていることなどの理由から、40人学級を前提とした。

なお、これまで区内各学校において進められてきた少人数指導やT・T（チームティーチング）等、個に応じ、個を生かすことに関する優れた実践の成果を生かすような配慮は引き続き行っていくべきと考える。

④ 「新たな学校づくり調査検討報告書」を考慮する

墨田区教育委員会が平成16年3月に策定した本報告書では、学校の施設整備を考える上での基本的視点を5項目として整理している。今後、学校の施設整備を考える際には、本報告書における学校整備の基本的指針（ガイドライン）に沿ったものとする。

学校は児童・生徒の学習のための場であるのみならず、生活の場であり、友達との交流の場でもある。また、学校が地域に開かれた学習・交流の拠点となる場であることも忘れてはならない。

* 資料 7 新たな学校づくり調査検討報告書【概要版】 P.33参照

(2) 区立学校の小規模化の解消

区立学校の児童・生徒数は、ピーク時の4分の1以下にまで減少するに至っている中で、現在の小・中学校数は多いと考える。将来的にも安定した適正規模・適正配置を維持することができる方策を示し、区立学校の小規模化の進行によって発生する諸問題の解消に努め、児童・生徒により良い教育環境を提供することで、墨田区の充実した学校教育の実現に努めなければならない。

本審議会では、ある特定の学校の小規模化を解消するための検討ではなく、区立学校小規模化の長期的趨勢（すうせい）、あるいは様々な状況の変化などを踏まえ、墨田区全域を視野に入れた新たな適正配置の基本的な考え方を明らかにすることとした。その際、小・中学校の連携を踏まえた通学区域の考え方や学校と地域のつながりなどに配慮した学校配置の検討を行うことが望ましいと考える。

(3) 大規模校（18学級超学校）への対応

平成17年度現在、区立小・中学校の最大の学級数は、小学校では18学級、中学校では16学級であり、新たな適正配置の前提となる事項の「適正規模について、小学校・中学校ともに、原則12学級～18学級とする。」の上限である18学級を超える区立学校は存在しない。

しかしながら、今後、地域によっては集合住宅の建設などにより、住民基本台帳上の児童・生徒数が増加する状況や新たな適正配置の実施に伴って、1校あたりの児童・生徒数も増加することなどが考えられる。こうした場合には、18学級を超える大規模校とならないよう、小規模校の問題と同様に考慮する必要がある。適正規模の趣旨から考え、最大でも18学級となるよう十分に配慮することを望みたい。

(4) 通学区域について

1学年1学級しかない単学級校の出現や通学区域内の児童・生徒数にアンバランスが生じるなど学校教育上諸問題が発生し、区立学校の教育環境に多くの影響を及ぼしていることから、通学区域の適正化について具体的に検討する必要がある。通学区域の線引きを変更する際には、児童・生徒にとって過大な負担とならないことを基本と

する。

新たな適正配置の具体化にあたって、現行の通学区域を変更する際の基準づくりが必要となる。現在の中学校通学区域は、1～6校の小学校の通学区域から成り立っているが、一部にはごく少数の児童が他の児童と異なった中学校に進学せざるを得ない小学校が存在していることも事実である。通学区域の線引きを検討する際には、こうした状況を解消し、小学校数校から1中学校に進学できる通学区域を設定することが望ましい。

また、小学校から中学校の9年間のつながりを考慮した教科指導や進路指導等の教育課程の編成を配慮することが、小学校から中学校への接続が円滑に行える利点であることから、小・中学校連携に視点をあてた通学区域の見直しは、有意義な対応であると考ええる。

さらに、地域コミュニティの中心的存在として区立学校と地域が密接につながっていることを考慮して、現在、学校によっては町会・自治会をまたいだ通学区域となっているところについては、改善する必要があると考える。

5 新たな適正配置の具体的方策

(1) 適正な学校数の検討

学校教育を良好な環境のもとに進めるための基礎的条件のひとつとして、すべての区立学校が適正な児童・生徒数や学級数を維持することが必要であるとする。

墨田区立学校適正配置実施計画（平成9年11月策定）に基づく区立学校の適正配置は、区内の特定地域における児童・生徒数の減少を背景に、学年単学級校の解消を最優先として、学校統廃合を段階的に実施してきた。

しかしながら、新たな適正配置の推進にあたっては、小規模校の今後の動向や区全体の児童・生徒数の中・長期的な推移等を踏まえた上で、墨田区内全域を視野に入れた新たな適正配置の考え方を構築していく必要がある。

① 現在の学校数で推移した場合の学級数、児童・生徒数の推計

		平成17年5月1日現在		平成22年度 (推計)	平成27年度 (推計)
		全校 (小学校27校、 中学校12校)	12～18学級校 (小学校16校、 中学校3校)		
小 学 校	児童数	9,018人	6,889人	9,936人	8,216人
	学級数	305学級	222学級	320学級	287学級
	平均児童数	29.6人	31.0人	31.1人	28.6人
中 学 校	生徒数	3,601人	1,529人	3,946人	3,761人
	学級数	108学級	43学級	115学級	110学級
	平均生徒数	33.3人	35.6人	34.3人	34.2人

【出典資料】

*平成22年度（推計） 東京都教育庁「平成17年度 教育人口等推計」

*平成27年度（推計） 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成15年12月推計）から推計

② 現在の児童・生徒数による学級規模別学校数の試算

小学校 1学級あたり児童数	小学校試算数		
	12学級の場合	15学級の場合	18学級の場合
29.6人（全校平均児童数）	25.4校	20.3校	16.9校
31.0人 （12～18学級校平均児童数）	24.2校	19.4校	16.2校

*平成17年5月1日現在の全校の平均児童数と12～18学級校の平均児童数で試算する。

中学校 1学級あたり生徒数	中学校試算数		
	12学級の場合	15学級の場合	18学級の場合
33.3人（全校平均生徒数）	9.0校	7.2校	6.0校
35.6人 （12～18学級校平均生徒数）	8.4校	6.7校	5.6校

*平成17年5月1日現在の全校の平均生徒数と12～18学級校の平均生徒数で試算する。

③ 適正な学校数を検討する上での留意事項

墨田区における望ましい区立学校数を検討するにあたっては、① 住民基本台帳上の児童・生徒数及び入学率、② 通学距離を考慮する、③ 校舎等学校施設における受入可能数などについて留意することが必要となる。

※ 住民基本台帳上の児童・生徒数及び入学率の把握

小学校	年 度	14年度	15年度	16年度	17年度
	学校選択制	導入前	導 入 後		
①墨田区に住んでいる児童数		1,532	1,622	1,655	1,708
②墨田区に住んでいる児童で、 墨田区立小学校へ入学した数		1,434	1,506	1,518	1,579
入学率（②÷①） *参考値		93.6%	92.8%	91.7%	92.4%

*学校選択制実施以後、現在までの入学率（平成15～17年度）の平均値 92.3%

中学校	年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
	学校選択制	導入前	導 入 後			
①墨田区に住んでいる生徒数		1,669	1,588	1,500	1,573	1,544
②墨田区に住んでいる生徒で、 墨田区立中学校へ入学した数		1,234	1,182	1,186	1,216	1,146
入学率（②÷①） *参考値		73.9%	74.4%	79.1%	77.3%	74.2%

*学校選択制実施以後、現在までの入学率（平成14～17年度）の平均値 76.2%

※ 通学距離を考慮する

児童・生徒にとって過大な負担とならないことを基本とする。

※ 校舎等学校施設における受入可能数の把握

現状の学校施設は、普通教室として使用している教室に加え、空き教室や転用可能な教室などがあり、18学級の普通教室を確保できる学校がある一方で、普通教室を他の目的に使用していることから、普通教室へ転用するための大規模改修工事が必要になる学校も存在する。

(2) 通学区域の適正化（ブロック化）の検討

① 基本的な考え方

本審議会では、墨田区全域を視野に入れた新たな適正配置の考え方の確立に向け、児童・生徒数の中・長期的な趨勢（すうせい）を踏まえ、区立学校の安定した適正規模を維持するための仕組みについて検討してきたが、その中で、小規模校の解消や通学区域内における児童・生徒数のアンバランスの解消を図り、さらに、小・中学校連携を重視した通学区域の改善を図ることが大切な視点であることを、これまでの検討の中で明らかにしてきた。

新たな適正配置の具体的方策の検討にあたっては、本審議会での検討を重ねてきた基本的考え方の検討を踏まえ、通学区域の適正化について考え方を確立し、区立学校の適正配置を長期的かつ計画的に行わなくてはならない。その際には、小・中学校間の連携を重視した通学区域とするなど、中学校を軸に複数の小学校をブロック化することにより、全区的に再編整備することが極めて有意義な対応であると考えられる。

このようなことから、具体的方策の検討にあたっては、① 児童・生徒数の推移 ② 通学距離 ③ 学校と地域とのつながり ④ 学校の存する地域特性への配慮 ⑤ 小・中学校の連携等の諸条件を勘案しながら区内をいくつかのブロックに分けて、その中の学校配置について具体的検討を行うことが望ましいと考える。

② 地域と学校との連携

区立小・中学校はそれぞれの地域における学びの拠点である。これまでも地域の教育・子育ての中心となり、また、地域と様々な面で深い関わりを持ってきた。

通学区域のブロック化の意義としては、これまでの通学区域内の住民と学校のきずなを生かしつつ、より広域化した地域と学校とが互いに協力する関係を築くことで、ブロック内に複数含まれる学校の連携や地域の教育資源を活用した豊かな教育を実践する可能性が生まれることが考えられる。また、人材を学校教育に役立たせようとする際には、広域化した地域からの人材発掘も可能になることから、豊かな教育の提供が可能になるなどの利点も生まれる。

③ ブロック内での適正配置

区立学校のブロック化は、学校小規模化の長期的趨勢（すうせい）を踏まえ新たな適正配置を進めるための仕組みである。平成17年4月1日現在、区内には小学校27校、中学校12校の区立学校があるが、具体的方策の検討にあたっては、諸条件を勘案しながらまとまりある地域を分けて、その中の学校配置について検討を行うことが望ましいと考える。言い換えれば、新たな適正配置を検討する単位としてブロックという地域を設定することが望ましい。

④ ブロックの核となる中学校

墨田区全域をいくつかのブロックで構成するために、適正な学校数の検討で小・中学校別に望ましい区立学校の必要数について検討を行った結果を踏まえ、中学校の必要数をひとつの目安としてブロック分けを行い、それぞれのブロックごとに適正配置の検討を行うことが望ましい。

⑤ ブロックの構成

1ブロックは、1校の中学校と2校ないし3校の小学校で構成し、各ブロックの実情によって適正な学校配置を具体化し、全区にわたる効果的な適正配置を実現することが望ましい。

⑥ ブロックモデル案の検討

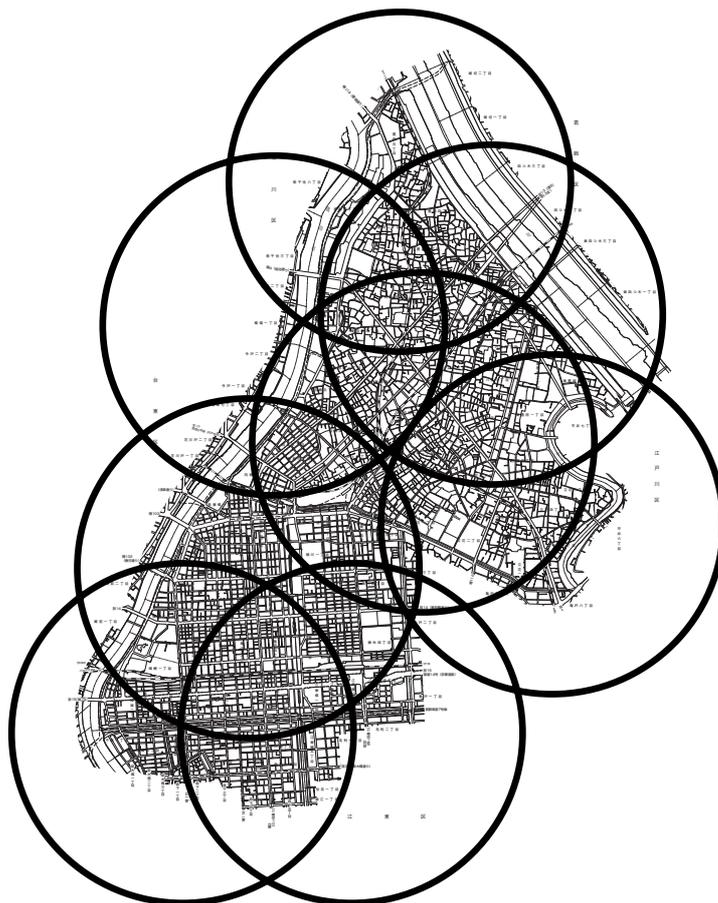
平成17年度における中学校の生徒数を基に、6ブロック、7ブロック、8ブロックのモデル案を作成して検討を行った。

検討の結果、8ブロック案が最も望ましいという意見が多く、その理由としては、

- ① 通学区域の拡大に伴う児童・生徒の通学の負担について配慮する必要がある
- ② 将来、人口が変動していくことを考慮する必要がある
- ③ 地域と学校とのつながりについて考慮することが大切である
- ④ 現状の学校施設を勘案する必要があるなどの意見に配慮し、可能な限りその趣旨を生かすことなどを望む意見があった。

実施に際しては、実態に即し、学校関係者、保護者、地域住民の要望・意見を十分に参考にしながら、具体的なブロック案を策定し、これに基づいて順次再編整備を進める必要があると考える。

8ブロック案 イメージ図



平成17年5月1日現在 生徒数	1ブロックあたり 平均生徒数	1学年あたり 平均生徒数	1学年あたり 学級見込数
3,601人	450人	150人	4～5学級

(3) 著しく小規模化が進行している区立学校への対応

今後、本審議会の答申を受けて、教育委員会では新たな適正配置の具体化に向けて新たな適正配置実施計画の策定を進めていくことになる。しかしながら、実施計画を策定し、実施に至るまでに手続き等で一定の時間が必要となる。この間、児童・生徒数が著しく減少し、将来的にもその状況が続き、効果的な教育活動を展開する上で問題が生じるようなことは、当該児童・生徒にとっての教育環境として好ましいとは言えない。一方で、保護者や地域住民の意思を尊重することも重要であると考えている。

したがって、児童・生徒数の動向を踏まえ、かつ、保護者や地域住民の理解を十分得ながら、教育委員会として、実態に即して適切かつ緊急の対応を考える必要があると考えている。

6 答申の実現に向けて

(1) 将来の課題

本審議会では、新たな適正配置の基本的考え方と具体的方策について検討を行ってきたが、関連事項として学校教育を取り巻く様々な教育課題について、次のような指摘があった。

- ① 学校施設は、特色ある学校づくりを進めるためにも、墨田らしさを生かした施設づくりに配慮する必要がある。その際、「新たな学校づくり調査検討報告書」で示された5項目の基本的視点（資料7 参照）に沿った形での学校づくりを望む。
- ② 適正配置により生じる学校跡地や施設については、新たな墨田区基本構想等を踏まえながら、全区的な教育環境の整備、あるいは各学校における教育課題への対応など、多角的な観点から検討を加え、可能な限り墨田区における学校教育の充実に資する活用を図ることを望む。
- ③ 適正配置により削減した教育費については、学校教育に還元することで、更に充実した教育環境にすることを希望する。
- ④ 学校は子どもたちの学びの場であるとともに、地震や火災等の災害が発生した時、地域の避難所としての役割を持つことも忘れてはならない。

(2) 新たな適正配置の進め方

① 区立学校のブロック化

墨田区全域を視野に入れた新たな適正配置の最終形（到達点）を示した上で、中学校を軸にしたブロック化による適正配置を段階的に実施することが望ましいと考える。今後、新たな適正配置実施計画を策定する際には、現在及び今後の児童・生徒数の動向に留意するとともに、適正配置実施の優先順位は大切な視点であることから、十分考慮して策定することを望みたい。

② 新たな適正配置の進め方

この答申を受けて、墨田区全域を視野に入れた新たな適正配置実施計画を策定する際には、小規模化による学校教育への影響などを考えると、『墨田区立学校の適正規模等について（答申）』（平成7年8月）にあるように、6学級以下校の解消を最優先し、7～11学級校については緊急性に着目し、その他の統合の条件等を考えて順次統合を検討することが望ましい。

③ **新たな適正配置にあたっての留意点**

今後、教育委員会は、様々な実態を把握しつつ、本答申に基づいて新たな適正配置実施計画を策定し、円滑な実現に向けての努力を払うことになると思うが、通学区域の見直しなど具体的な検討にあたっては、学校の持つ地域的意義を考慮するとともに、十分に保護者、地域住民等の理解と協力を得ることを望みたい。

7 その他関連

(1) 学校選択制について

学校選択制の趣旨は現行の通学区域を維持する中で、児童・生徒や保護者の希望に沿った学校選択ができるようにするとともに、各学校がこの制度の意義の理解に立って創意を生かした特色ある学校づくりを積極的に推進することによって学校教育の活性化を図ることを目的とするという重要な意義を持つものである。

学校選択制は、本審議会に諮問された事項ではないが、この間、審議会の中で委員から様々な意見が出された。新たな適正配置を検討するにあたり、学校選択制とのつながりが深いことから、このことについて委員から意見をいただく場を設けた。学校選択制について、評価する意見がある一方で、問題についての意見も出された。

学校選択制を評価する意見としては、学校の活性化につながっていることやそれぞれの学校が持ち味を生かした取り組みを行うようになったことなどの意見があり、一方、問題については、地域コミュニティに影響するのではないかということや本制度について、保護者・地域の方々の理解が十分ではないのではないかという意見があった。

この制度は、小学校は平成15年度から、中学校は平成14年度から、区内の小・中学校を選択できる制度としてスタートしたものであるが、学校選択制の良い面、悪い面をもう少し時間をかけて検証し、今後、教育委員会として改善すべき課題については、適切に対応することを望みたい。

(2) その他

各学校の今後の児童・生徒数の推計については、区内における集合住宅の新築といった住環境の変化、あるいは統計処理の方法の変化等によって、審議の前提とした統計資料の数値が変わることがないとは言えない。その場合、変更内容を厳正に調査するとともに、そのことによって本答申の主旨を損なうことのないよう配慮しつつ、新たな適正配置等の具体的方策に適切な修正を加えることを要望する。

また、最近の国の動向としては、昨年、中央教育審議会から「新しい時代の義務教育を創造する」や「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の答申があり、文部科学省として義務教育の質の向上のための様々な改革に取り組むことになると思うが、今後、国や都の動向に変動が生じた場合、答申の主旨を踏まえつつ新たな適正配置等の具体的方策に適切な修正を加えることを望むものである。

8 おわりに

本審議会では、諮問事項が墨田区の子どもたちにとって重要な課題であることを踏まえ、鋭意検討を行うとともに慎重な議論を重ねてきた。本答申は審議会として検討の結果をまとめたものである。

審議の過程では、墨田区立学校の現状と問題点の現状認識を行うことから審議を行い、その後、新たな適正配置に関する基本的視点・基本的考え方・具体的方策について個々に具体例を示しながら検討を行った。この中で、新たな適正配置の前提となる事項については、様々な意見が出されたが、審議を重ねる中で審議会として大方の一致が見られた。

審議では、新たな区立学校の適正配置の在り方を中心に検討が行われたが、それ以外にも学校教育に関する様々な意見が出された。平成18年度、墨田区教育委員会では、新たな区の基本構想を踏まえて、学校教育が抱える様々な教育課題に適切に対応していくために、「すみだ教育指針」の改定を予定している。今後は、本答申と「新すみだ教育指針（仮称）」が車の両輪となり、緊急課題である学校の適正配置や教育内容の改善が速やかに進められ、今後の墨田区における学校教育の一層の充実に資することを期待する。

なお、新たな区立学校の適正配置は、区民の強い関心を呼んでいる事柄であることから、本答申が区民に広く周知されるとともに、この提言が墨田区の教育環境の改善に反映され、子どもたちへのより良い教育環境の提供とともに明るいすみだの未来づくりに結びつくことを心より望むものである。

附 属 資 料

16墨教庶第562号
平成16年 8 月31日

墨田区立学校適正配置等審議会 様

墨田区教育委員会

墨田区立学校の適正配置等について（諮問）

墨田区の充実した学校教育の実現に資するため、下記の事項について貴審議会の意見を伺います。

記

- 1 新たな墨田区立学校適正配置等の基本的考え方
- 2 新たな墨田区立学校適正配置等の具体的方策

諮問に際して

墨田区教育委員会は、平成4年9月墨田区立学校適正規模等審議会に対し、「墨田区立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」と「墨田区立学校の適正規模・適正配置の具体的方策」の2点について諮問を行い、平成7年8月「墨田区立学校の適正規模等について（答申）」を受けました。この答申に基づき平成9年11月「墨田区立学校適正配置実施計画」を策定し、墨田区における区立学校適正配置の具体化にあたっての基本的な考え方と当面の実実施計画を示し、適正配置による学校統廃合を実施しました。平成9年当時、区立学校の学校数は、小学校32校、中学校13校でありましたが、答申に基づき、グループ別に統合実施計画を策定し、適正配置による学校統廃合を実施することにより、現在、小学校28校、中学校12校となっています。さらに、平成17年度には、第3順位グループの適正配置実施により、小学校は27校となります。

しかしながら、区立学校の児童・生徒数は、実施計画策定時の平成9年には小学生9,280人、中学生4,463人でしたが、本年5月には、小学生8,801人、中学生3,612人に減少しています。このため、前回の答申において緊急の着手が必要と位置付けられた6学級以下の小規模校も増加しており、小・中学校ともにさらに小規模化が進んでいます。

このようなことから、第3順位グループ以降の新たな適正配置の推進を図り、区立学校の小規模化の進行によって発生する諸問題の解消に努め、児童・生徒により良い教育環境を提供していくための考え方を確立する必要があります。そのため、前回の答申及び墨田区立学校適正配置実施計画に示された適正規模の基本的考え方を踏まえつつ、墨田区全域を視野に入れた新たな適正配置の考え方について検討することが必要と考えます。

1 新たな区立学校適正配置等の基本的考え方

- 区立学校小規模化の長期的趨勢を踏まえ、墨田区全域を視野に入れた新たな区立学校適正配置の基本的な考え方を明らかにする必要があります。
- 小中学校の連携を踏まえた通学区域の考え方や学校と地域の新しいきずなづくりを進める学校配置を検討する必要があります。

2 新たな区立学校適正配置等の具体的方策

「新たな区立学校適正配置等の基本的考え方」に基づき、児童・生徒数の長期的趨勢を踏まえた安定した適正規模を維持するための具体案及びその実施方策について検討する必要があります。

本区の教育目標である「人間尊重の精神を基調として、21世紀を創造する心身ともに健康で、人間性豊かな区民の育成を目指し、人が生涯を通じて主体的に学ぶことのできる学習社会の実現を図る。」を基本的視点に据え、墨田区の充実した学校教育の実現に資するため、貴審議会の意見を伺います。

墨田区立学校適正配置等審議会設置要綱

(設置)

第1条 墨田区の充実した学校教育の実現に資するため、墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問機関として、墨田区立学校適正配置等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、答申する。

- (1) 今後の区立学校適正配置の基本的考え方に関すること。
- (2) 前号の基本的考え方に基づく具体的方策に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区議会議員
- (3) 区内関係団体等の代表
- (4) 区立学校職員
- (5) 公募による区民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により教育委員会が委嘱した日から審議会が第2条に規定する答申を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、学識経験者のうちから選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員（会長を除く）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の決定により非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は助言を受けることができる。

(小委員会)

第9条 審議会に小委員会を設置することができる。

2 小委員会は、審議会に上程する原案を作成・検討する。

3 小委員会の委員は、第3条第1号に規定する学識経験者及び区の職員のうちから会長が指名する。

4 小委員会の委員長は、会長とする。

5 小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年7月15日から適用する。

墨田区立学校適正配置等審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職	備 考
学識経験者	◎尾木 和英	東京女子体育大学理事、言語教育文化研究所代表理事	
	○堀内 一男	跡見学園女子大学文学部教授	
区議会議員	早川 幸一	墨田区議会議員	
	中沢 進	墨田区議会議員	
	沖山 仁	墨田区議会議員	平成17年5月26日まで
	田中 邦友	墨田区議会議員	平成17年7月12日から
	槐 勲	墨田区議会議員	
	片倉 洋	墨田区議会議員	
町会・自治会代表	及川 勝男	太平連合町会代表	
	小幡 昇治	5ヶ町連合町会会長	
	奥住 益宏	向島東部地区連合町会会長	
PTA代表	大倉 正敏	本所地区小学校PTA連合会代表	
	高島 隆一	向島地区小学校連合PTA会長	
	志波 洋子	墨田区中学校PTA連合会代表	
社会教育団体代表	森 八一	墨田区青少年委員協議会会長	
	粕谷 秀雄	墨田区青少年育成委員会連絡協議会会長	
	西城 敬功	墨田区少年団体連合会副会長	平成17年8月9日まで
	伊藤 政広	墨田区少年団体連合会会長	平成17年8月10日から
公募区民	川島 康義		
	阿部 貴明		
区立学校職員代表	登坂 達雄	小学校校長会代表（両国小学校長）	
	長谷川ミチル	中学校校長会代表（吾嬬第一中学校長）	

◎会長、○副会長

墨田区立学校適正配置等審議会開催経過

回	月 日	審 議 内 容
第 1 回	平成16年 8 月31日	1 教育長あいさつ 2 委員紹介（自己紹介） 3 審議会会長・副会長選出 4 諮問 5 審議会の進め方 6 小委員会の設置及び委員の指名 7 平成 7 年 8 月「答申」及び 平成 9 年11月「実施計画」概要説明
第 2 回	平成16年10月 5 日	1 本審議会における適正配置検討の考え方について 2 墨田区立学校の現状と問題点の把握
第 3 回	平成16年11月16日	1 新たな区立学校適正配置の基本的考え方 *区立学校の小規模化の解消
第 4 回	平成17年 1 月14日	1 新たな区立学校適正配置の基本的考え方 *通学区域について
第 5 回	平成17年 3 月16日	1 これまでの検討を踏まえた「論点整理」
第 6 回	平成17年 4 月15日	1 第 5 回審議会資料の修正について 2 区立学校の適正規模数の検討等
第 7 回	平成17年 5 月17日	1 区立学校の適正規模数の検討 2 区立学校適正配置の具体的方策
第 8 回	平成17年 7 月12日	1 中間答申まとめの検討について
第 9 回	平成17年 8 月10日	1 中間答申まとめの検討について
第10回	平成17年10月11日	1 中間答申（案）の検討
第11回	平成17年11月16日	1 中間答申（案）の検討
第12回	平成18年 1 月24日	1 中間答申に寄せられた意見について 2 最終答申（案）の検討
第13回	平成18年 2 月13日	1 最終答申（案）の検討
第14回	平成18年 2 月27日	1 最終答申（案）の検討、決定 2 最終答申（会長から教育長へ）

資料 5

児童・生徒数一覧

平成17年5月1日現在

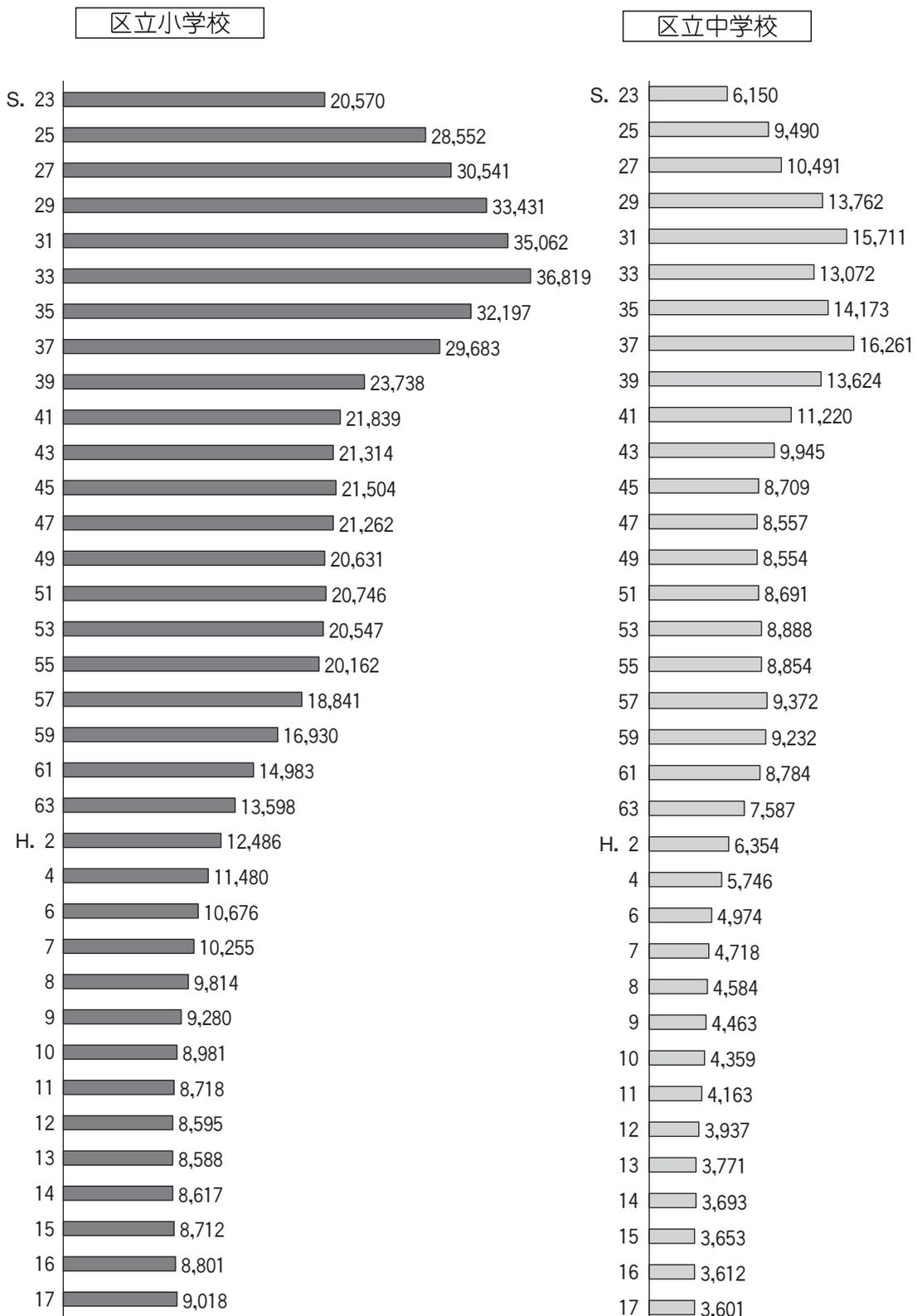
小学校	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		日本語学級		心障		合計	
	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数												
緑	2	44	2	42	2	41	1	33	2	45	1	35	10	240			1	6	11	246
外手	2	46	2	60	2	62	2	49	2	69	2	69	12	355			1	5	13	360
二葉	3	110	3	94	2	77	3	101	2	71	3	89	16	542					16	542
錦糸	1	37	1	33	2	41	1	38	2	59	2	50	9	258			2	[16]	11	258
中和	1	21	1	19	1	20	1	35	1	24	1	24	6	143					6	143
言問	1	20	1	18	1	32	1	28	1	26	1	29	6	153			3	[33]	9	153
小梅	2	62	2	72	2	68	2	67	2	70	2	69	12	408					12	408
柳島	2	75	2	70	3	89	2	71	3	84	3	87	15	476					15	476
業平	2	58	2	73	2	71	2	65	2	64	2	45	12	376			2	9	14	385
両国	3	92	3	101	3	92	2	75	3	89	2	76	16	525					16	525
横川	2	76	2	60	2	58	2	71	2	47	2	58	12	370					12	370
菊川	3	83	3	90	2	59	2	60	2	67	2	63	14	422					14	422
第一吾嬬	2	70	2	42	2	49	1	36	2	47	1	25	10	269					10	269
第三吾嬬	2	80	2	53	2	62	2	65	2	69	2	53	12	382					12	382
第四吾嬬	1	15	1	18	1	22	1	27	1	25	1	21	6	128			2	10	8	138
第一寺島	2	57	2	56	2	58	2	50	2	48	2	46	12	315			1	8	13	323
第二寺島	3	116	3	111	3	105	3	84	3	106	3	82	18	604			2	13	20	617
第三寺島	1	29	1	25	1	24	1	35	1	37	1	26	6	176			2	[18]	8	176
曳舟	2	68	2	50	2	55	2	53	2	44	2	50	12	320					12	320
梅若	2	57	2	49	2	48	2	49	2	45	1	38	11	286					11	286
中川	1	23	1	34	2	42	1	36	1	36	2	41	8	212					8	212
東吾嬬	2	47	2	57	2	56	2	43	2	50	2	45	12	298					12	298
立花	0	0	1	8	1	23	1	17	1	25	1	19	5	92					5	92
堤	1	30	1	23	1	29	1	23	1	33	1	34	6	172	2	[27]			8	172
押上	3	105	3	111	3	98	3	96	3	103	2	79	17	592			2	[27]	19	592
八広	3	97	3	91	3	92	3	83	3	87	3	82	18	532					18	532
隅田	2	64	2	64	2	54	2	66	2	58	2	66	12	372					12	372
合計	51	1,582	52	1,524	53	1,527	48	1,456	52	1,528	49	1,401	305	9,018	2	[27]	18	5[94]	325	9,069

中学校	1年		2年		3年		小計		日本語学級		心障		合計		
	クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	内訳	クラス	生徒数	クラス	生徒数
墨田	3	86	3	92	2	70	8	248						8	248
本所	5	187	5	194	5	170	15	551				1	3	16	554
両国	5	174	5	194	6	205	16	573						16	573
竪川	3	84	3	84	2	77	8	245				2	12	10	257
錦糸	3	110	3	88	3	99	9	297						9	297
吾嬬第一	1	34	1	12	1	32	3	78				1	[6]	4	78
吾嬬第二	3	99	3	94	2	77	8	270						8	270
寺島	2	48	3	98	3	106	8	252				1	8	9	260
向島	2	57	3	83	3	90	8	230				1	[1]	9	230
鐘淵	2	67	3	88	2	77	7	232						7	232
立花	2	72	2	72	2	76	6	220			1年	5		6	220
文花	4	140	4	135	4	130	12	405			2年	16		12	405
文花夜間	1	2	1	6	1	17	3	25	3	41	3年	20		6	66
計/夜間除	35	1,158	38	1,234	35	1,209	108	3,601				6	23[7]	114	3,624
合計	36	1,160	39	1,240	36	1,226	111	3,626	3	41		6	23[7]	120	3,690

※[]は通級（在籍校から通級指導学級へ通っている児童生徒数）

※文花夜間の日本語学級は全年の合計人数に対し、20人単位で学級を編制する。（学年別で学級編制しない）

児童・生徒数の推移



※ 心障学級及び夜間学級を除く

新たな学校づくり調査検討報告書【概要版】

学校を巡る周辺の環境は大きく変化しており、新しい時代にふさわしい学校への変革が求められ、各自治体において様々な取組みが行われている。墨田区では、平成12年に新しい教育を実践する羅針盤として、「すみだ教育指針」をまとめている。その後、文部科学省が平成13年と平成15年に学校施設整備基準を改定するなど学校施設のあり方にも変化が起きている。

こうした状況を踏まえ、この「新たな学校づくり」の検討では学校の施設整備を考えるうえでの基本的視点を

- ①教育の新しい内容に対応できる弾力的な学習の場であること。
- ②子どもたちの気持ちを受け止める、子どもの居場所であること。
- ③高度情報化に対応できる高機能な学習の場であること。
- ④学校が地域社会に開かれ、コミュニティの拠点となる場であること。
- ⑤都市の狭隘な敷地の中でも豊かな学習の場であること。

の5項目として整理し、今後の学校整備における基本的指針（ガイドライン）としてとりまとめたものである。したがって、今後本区で取り組む学校の改築等に当たっては、文部科学省の学校施設整備基準はもとより、この検討に基づく基本的指針（ガイドライン）に準拠して施設計画を行うものとする。

第1章 学ぶ環境としての学習空間のあり方

「個に応じた学習」を進めるこれからの学校づくりでは、一つ一つの学校や学年ごとに、一人ひとりの児童・生徒の成長や発達度合いに対応できる施設をつくることが大切である。従来の画一的な教室における一斉授業中心の活動だけではなく、個人から大集団までの様々な集団の大きさと、同年齢のみでなく、異年齢の混合する集団形態などに対応可能な施設・環境の整備が必要となっている。これからの学校では個々の教育内容に応じて教育方法に様々な工夫が求められるものと予想されるが、その変化に対応して、多様な学習形態やコンピュータその他の高度な教育機器の導入などを可能とする高機能かつ多機能な学習環境を確保し、更に今後の学校教育の進展や情報化の進展等に長期にわたり対応することのできるような柔軟な計画とするべきである。

- (1) 多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設づくりを行う
- (2) 総合的な学習の推進のための施設づくりを行う
- (3) 情報環境の充実した施設づくりを行う
- (4) 国際理解の推進のための施設づくりを行う
- (5) 体験的学習への対応する施設づくりを行う
- (6) 関係者が議論をつくした計画検討の進め方を行う

第2章 児童・生徒の学習だけでない生活空間のあり方

学校は児童・生徒の学習のための場であるのみならず、生活の場として、ゆとりと潤いのある施設づくりについて計画することが重要である。生徒等の身体や動作領域を考慮するとともに、心理的な影響も含めて施設を計画することが必要である。

- (1) 人に優しい施設づくりを行う
- (2) 健康に配慮した施設づくりを行う
- (3) 安全性に配慮した施設づくりを行う

第3章 IT学習環境の一層の推進と充実を図るための検討

ITを用いた学習に対応できる学習スペース（基本的な利用方法の学習）どこでもコンピュータを利用できる学習環境を整備する。学校運営上も様々な場面でのコンピュータ利用が進められるように配慮する。

- (1) 各教室はITを十分に活用した授業に対応できる施設づくりを行う
- (2) コンピュータ教室・コンピュータを使った学習へ対応できる施設づくりを行う
- (3) 管理諸室はITを利用した新しい職務形態に対応できる施設づくりを行う
- (4) 情報系設備は変化の早さに耐えられるシステムづくりを行う

第4章 地域に開かれた学校施設のあり方

地域住民にとって身近な施設として、地域の人々の学習需要に応え、その教育機能や施設・設備を提供することにより、地域の生涯学習の拠点として、積極的に地域に開かれていくことが必要となってきた。今後の学校施設は、本来の学校教育に必要な施設・設備をより多機能化、高機能化するとともに、地域の人々の多様な学習需要等に応えられる快適で豊かな環境を整備していくことが必要である。

- (1) 地域のコミュニティの拠点となる施設づくりを行う
- (2) 地域に開かれた学校づくりを行う
- (3) 住民との共同利用のできる施設づくりを行う
- (4) 生涯学習社会への対応した施設づくりを行う
- (5) 生涯スポーツ社会の実現に寄与する施設づくりを行う
- (6) 学校・家庭・地域社会の連携を支援する施設づくりを行う
- (7) 歴史を継承する施設づくりを行う
- (8) 防災拠点としての施設づくりを行う
- (9) 維持管理が簡易で明快な区分の施設づくりを行う

第5章 狭い敷地での都市型校舎の複合化による効率的利用の検討

学校の整備において各施設の面積は必要十分な面積を確保する必要があるが、都心に位置する墨田区においては、校地の多くは狭隘な敷地となっている。このため、各施設部分が機能的な連携を通じそれぞれの機能を十分に発揮することができるよう相互の配置関係に十分配慮して計画する。各部分の複合化により効率的な利用を図る。子どもたちの健康を考え、各部屋について、それぞれの必要とされる機能、利用形態等に応じ、適切な日照、通風その他の自然環境を確保できるよう計画する。

都市型の学校としてこれらの条件を満足するためには高層化することも必要である。立体的な敷地の利用によって豊かな学校施設の実現を目指す必要がある。この場合、防犯上の観点から、施設による死角が生じないよう各施設の配置を計画することが必要である。

- (1) 地域の環境に十分配慮した施設づくりを行う
- (2) 複合化を前提とした充実した施設づくりを行う
- (3) 敷地を最大限に生かした立体化した施設づくりを行う
- (4) 既存校舎を有効利用できる施設づくりを行う